

◎中小企業者等に対する金融の円滑化

を図るための臨時措置に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二四年三月三一日法律第二一号)

一、提案理由(平成二四年三月一六日・衆議院財務金融委員会)

○自見国務大臣　ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

第一に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律は、中小企業者等の資金繰りを支援するための臨時措置に関する法律案は、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を一年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとするものであります。

この措置として、平成二十一年十二月に制定された法律であります。

昨年三月に同法の有効期限を一年間延長した後、中小企業者等の資金繰り及び金融機関の金融の円滑化への対応状況など、その施行状況や効果、影響などを注視してまいりました。

金融機関による同法への取り組みは、基本的に定着してきていると考えられる一方、貸し付け条件の再変更等が増加しているなどの問題を指摘する声もあります。

このような点を勘案いたしましたと、金融規律の確保のための施策を講じる一方、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な取り組みを推進し、事業再生等に向けた支援に軸足を円滑に移していくソフトランディングを図る必要があります。そのため、現行の中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り平成二十五年三月末まで再延長することが適切であると判断し、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容を御説明申し上げます。

この法律案は、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を一年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとするものであります。

.....(略).....

以上が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二四年三月二三日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、中小企業金融円滑化法改正案、銀行株式等保有制限法改正案及び企業再生支援機構法改正案について申し上げます。

また、中小企業金融円滑化法改正案は、中小企業金融円滑化法の期限を平成二十五年三月三十一日まで延長するものであります。

.....(略).....

各案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同日自見国務大臣及び古川国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

二十一日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

.....(略).....

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって、銀行株式等保有制限法改正案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、企業再生支援機構法改正案は、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二四年三月三〇日)

以上、御報告申し上げます。

.....(略).....

○尾立源幸君 ただいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、本法が失効するものとされる期限を平成二十五年三月三十一日まで一年間

する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正
する法律

七〇

延長しようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中小企業金融円滑化法の施行状況に対する評価、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策、企業再生支援機構の支援対象の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より中小企業金融円滑化法改正案に賛成、企業再生支援機構法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置

に關する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めていく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域経済活性化のために、中堅・中小企業を中心とする支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行っている事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色である民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援をより進めていくよう尽力すること。

と。
右決議する。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正